

健全化判断比率等の算定方法

健全化判断比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0 千円)}}{\text{標準財政規模 (12,118,153 千円)}}$$

- ・ 一般会計等：一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

参考 一般会計等の実質収支

	歳入	歳出	形式収支(歳入-歳出)	翌年度に繰り越すべき財源
一般会計 a	19,492,441	18,795,177	697,264	159,947
住宅新築資金等貸付事業特別会計 b	18,690	11,413	7,277	0
繰入れ・繰出し調整控除額 c	7,289	7,289	0	0
差引 a+b-c	19,503,842	18,799,301	704,541	159,947
実質収支(形式収支 - 翌年度に繰り越すべき財源)				544,594

実質赤字はなし

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0 千円)}}{\text{標準財政規模 (12,118,153 千円)}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

参考 一般会計及び公営企業以外の特別会計の実質収支

一般会計	537,317 千円
住宅新築資金等貸付事業特別会計	7,277 千円
国民健康保険特別会計（事業勘定）	28,970 千円
国民健康保険特別会計（直診勘定）	9,388 千円
後期高齢者医療特別会計	4,986 千円
介護保険特別会計（保険事業勘定）	54,857 千円
介護保険特別会計（サービス事業勘定）	4,444 千円
すべての特別会計で実質赤字なし	

参考 公営企業の特別会計の資金剰余（不足）額

水道事業会計	379,391 千円
公共下水道事業特別会計	3,797 千円
農業集落排水事業特別会計	2,415 千円
一の森ヒュッテ事業特別会計	1,354 千円
簡易水道事業特別会計	4,264 千円
すべての公営企業会計で資金不足額なし	

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3か年平均) 線上償還を除く。

- ・準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

実質公債費比率の算定 (単位：千円)

区 分		決 算 額		
		平成24年度	平成23年度	平成22年度
分子	元利償還金(線上償還除く)	2,596,955	2,550,944	2,523,811
	準元利償還金	447,973	613,729	837,147
	満期一括償還地方債の1年当たりの元利償還金相当額	0	0	0
	公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金 1	325,978	308,900	287,366
	一部事務組合の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金又は負担金 2	86,867	260,012	487,730
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	35,128	44,817	62,051
	一時借入金の利子	0	0	0
	特定財源	39,356	70,538	52,146
	国・県からの利子補給	185	1,300	3,761
	貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	7,080	8,688	8,688
	市営住宅使用料	28,330	57,904	39,697
	その他(住宅新築資金貸付金元利収入)	3,761	2,646	0
	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,171,991	2,146,107	2,144,023
	A 小 計 【(+) - (+)】	833,581	948,028	1,164,789
	分母	標準財政規模	12,118,153	12,289,773
	と同じ	2,171,991	2,146,107	2,144,023
B 小 計 【 - 】	9,946,162	10,143,666	10,366,604	
C 実質公債費比率(単年度)【A / B × 100】	8.38093	9.34601	11.23597	
	実質公債費比率(3か年平均)			9.6

1 公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金の内訳

(単位：千円)

特別会計名	平成24年度	平成23年度	平成22年度
国民健康保険特別会計 (直診勘定)	379	1,533	1,436
公共下水道事業特別会計	132,295	126,051	119,623
農業集落排水事業特別会計	93,672	81,182	75,052
簡易水道事業特別会計	98,215	98,097	89,298
水道事業会計	1,417	2,037	1,957
計	325,978	308,900	287,366

2 一部事務組合の起こした地方債の償還の財源に充てたと認められる補助金または負担金

(単位：千円)

一部事務組合名	平成24年度	平成23年度	平成22年度
美馬環境整備組合	79,507	251,953	479,352
西阿老人ホーム 組合	0	0	0
美馬西部消防組合	0	638	648
美馬西部特別養護 老人ホーム組合	7,360	7,421	7,730
計	86,867	260,012	487,730

$$\begin{aligned}
 & \text{将来負担額} \quad - \quad (\text{充当可能基金額}) \\
 & \quad 33,700,902 \text{ 千円} \quad \quad \quad 5,457,541 \text{ 千円} \\
 & \quad + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\
 & \quad \quad \quad 305,766 \text{ 千円} \quad \quad \quad 20,713,364 \text{ 千円} \\
 \text{将来負担比率} & = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \\
 & \quad \quad \quad 12,118,153 \text{ 千円} \quad \quad \quad 2,171,991 \text{ 千円}
 \end{aligned}$$

- ・将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

将来負担比率の算定 （単位：千円）

区 分		平成24年度 決 算 額	【参考】 平成23年度
分子	将来負担額	33,700,902	33,955,163
	一般会計等の地方債年度末残高	25,359,322	25,498,662
	債務負担行為のうち公債費に準ずる支出予定額	45,441	80,818
	公営企業債の元金償還金に対する一般会計等負担見込額	3,676,110	3,614,431
	一部事務組合の地方債の元金償還金に対する負担見込額	334,138	451,268
	退職手当支給予定額(期末要支給額)のうち一般会計等負担見込額	4,262,231	4,235,636
	設立法人の負債等に対する一般会計等負担見込額	23,660	74,348
	連結実質赤字額	0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	0	0
	充当可能財源	26,476,671	26,551,566
充当可能基金年度末現在高	1 5,457,541	4,810,316	
充当可能特定歳入の見込額	2 305,766	332,716	
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	20,713,364	21,408,534	
A 小 計 【 (-) 】	7,224,231	7,403,597	
分母	標準財政規模	12,118,153	12,289,773
	元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,171,991	2,146,176
B 小 計 【 - 】	9,946,162	10,143,597	
C 将来負担比率 【 A / B * 100 】	72.6	72.9	

1 充当可能基金年度末現在高の内訳

基金名	基金残高(千円)
財政調整基金	2,284,209
減債基金	1,565,377
ふるさと振興基金	249,511
国民健康保険事業財政調整基金	346,779
その他の基金	1,011,665
計	5,457,541

2 充当可能特定歳入の見込額の内訳

特定財源名	充当可能見込額(千円)
市営住宅使用料	126,462
ふるさと融資償還金	160,000
住宅新築資金等貸付金償還金	17,273
住宅新築資金等貸付助成事業補助金	0
県単土地改良事業補助金	2,031
計	305,766

資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額

(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰り延べ額・事業繰越額 + 建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

・事業の規模

(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

資金不足比率の算定

[法適用企業]

特別会計名	流動負債	算入地方債	流動資産	資金不足(剰余)額
水道事業会計	55,588	0	467,579	411,991

マイナス = 資金剰余

[法非適用企業]

特別会計名	繰上充用額	支払繰延額	事業繰越額	算入地方債
公共下水道事業特別会計	0	0	0	0
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0
一の森ヒュッテ事業特別会計	0	0	0	0
簡易水道事業特別会計	0	0	0	0

すべての特別会計で資金不足なし

対象範囲のイメージ

一般会計等	一般会計	実質赤字	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	住宅新築資金等貸付事業特別会計				
公営事業会計	特別会計	国民健康保険特別会計	比率		
		後期高齢者医療特別会計			
		介護保険特別会計			
	公営企業会計	公共下水道事業特別会計	資金不足比率		
		農業集落排水事業特別会計			
		一の森ヒュッテ事業特別会計			
		簡易水道事業特別会計			
	水道事業会計				
	一部事務組合	美馬環境整備組合			
西阿老人ホーム組合					
美馬西部消防組合					
美馬西部特別養護老人ホーム組合					
第三セクター	(有)ミマコンポスト				
	ふるさとわかまち(株)				